

国立市
(仮称)くにたち男女平等参画推進条例

骨子案の概要

平成 29 年(2017)5 月

名 称

くにたち男女平等参画推進条例（仮称）

前 文

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現に向けて、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきた。

本市においては、昭和 60 年に婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定し、その後、名称を「国立市男女平等推進計画」へと変更し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。更に、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」ことを掲げ、すべての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、女性と男性の格差解消にいたるには多くの課題が存在している。また、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、更なる取組が必要である。

すべての人が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会を築くため、市、市民、教育関係者、事業者等が一体となって男女平等参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

総 則

1. 目 的

この条例は、男女平等参画社会の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

2. 用語の意味

この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 すべての人が、性別、性的指向、性自認等に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を担い合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者若しくはその他の活動する者をいう。
- (3) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者等 営利又は非営利に関わらず、市内で事業活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。

- (5) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。例えば、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛並びにいずれも対象としない無性愛等がある。
- (6) 性自認 人の自らの性に対する自己認識を示す概念をいう。例えば、自らが女性又は男性であるか、その間であるか、そのどちらでもないか、あるいはその間を揺れ動いているか等がある。
- (7) 複合差別 性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国にルーツを持っていること等、複合的に困難な状況に置かれることで起きる差別又は困難な状況に置かれていることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手やパートナー等の親密な関係にある者、又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること、又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (10) ポジティブ・アクション（積極的改善措置） 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において当該機会を積極的に提供することをいう。
- (11) エンパワーメント その人が本来持つ力を十分に発揮できる社会をつくり、個人的、社会的、政治的、経済的に抑圧された状態から、その人の力を取り戻すことをいう。

3. 基本理念

市、市民、教育関係者、事業者等は、次に掲げる事項を基本として、男女平等参画社会を推進する。

- (1) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、すべての人が、個人として尊重されること。
- (2) すべての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行に捉われることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) すべての人が、性別に関わりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 学校教育、生涯学習、その他のあらゆる教育の場において、男女平等意識の形成に向けた取組が行われること。
- (5) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場、地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (6) すべての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (7) 性別による差別的取扱い並びに複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- (8) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

4. 市の責務

- ・ 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。
- ・ 市は、男女平等参画社会を推進するに当たり、市民、教育関係者、事業者等、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携及び協力しなければならない。

5. 市民の責務

- ・ 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画について理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等参画の推進に努めるものとする。
- ・ 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

6. 教育関係者の責務

- ・ 教育関係者は、男女平等参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。
- ・ 教育関係者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

7. 事業者等の責務

- ・ 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。
- ・ 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

8. 禁止事項等

- ・ 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性的指向及び性自認等を含む性別を起因とする差別、その他の性別に起因するいかなる人権侵害を行ってはならない。
- ・ 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、前項に規定する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

基本的施策

9. 計画の策定

- ・ 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。
- ・ 市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 市は、原則として毎年1回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

10. 広報啓発及び調査研究

- ・ 市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。
- ・ 市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

11. ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

- ・ 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別を起因とする理由により参画する機会に不均衡があると認める場合にあつては、改善のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

12. 家庭生活と社会活動の調和

- ・ 市は、市民が性別にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

13. 女性のエンパワーメント

- ・ 市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できる社会環境を整備するために、必要な支援を行うものとする。

14. 活動及び教育における支援

- ・ 市は、男女平等参画の推進に関する取組を行う市民、事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。
- ・ 市は、学校教育、生涯学習、その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

15. 防災及び災害復興における施策の推進

- ・ 市は、防災及び災害復興等への対策においては、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

16. 拠点施設の整備

- ・ 市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

推進体制

17. 推進委員会

- ・ 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ・ 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
 - 1 市における男女平等参画の推進に関すること。
 - 2 推進計画の進捗状況に関すること。
 - 3 その他、男女平等参画を推進する施策に関し市長が必要と認める事項。
- ・ 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査、研究を行い、市長に意見を述べることができる。
- ・ 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

18. 苦情又は相談への対応

- ・ 市民等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。
- ・ 市は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。
- ・ 市は、第1項に規定する苦情又は相談の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に対応するものとする。